

一について

有効期間?

水道メーターには、有効期間が計量法に定められており、その期間は8年となっています。

外ケースは再利用しますが老朽化が見られる場合は廃棄処分となります。



例として、上図証印の場合平成20年1月までの有効期間であることを示します。



水道局では

水道メーターは有効期間8年以内に取替える事で適正な計量を行っています。

取替状況

年度	事由	期間満了	故障	合計
平成10年度		8,108件	517件	8,625件
平成11年度		8,152件	725件	8,877件

お問い合わせ先

企画財政課 管財係

TEL 832-4172

皆様が普段使用している水道は、使用量に応じて料金を支払いますが、その算出の決め手となる水道メーターを今回はご紹介します。まず市民の皆様にご理解いただきたいのは、メーターは水道局が設置して貸与しており、管理は使用者にあるということです。善良な管理を心がけ水道メーターについて少しでもご理解いただけたら幸いです。

お知らせ

平成12年7月1日より従来あった「建物に対して20戸以上のものについては、遠隔指示式メーターを設置」基準が削除となりました。遠隔指示式メーターは設備費用メーター単価が、非常に高く、それに対し直読式メーター(中央写真図)は、より安価となっていますので今後の取替え費用など(所有者負担)を考えた上で設置基準削除となっております。

遠隔指示式メーターとは?

共同住宅などの各部屋に設置してあるメーターから離れた場所で集中検針盤にて検針ができる非常に便利なメーターですが、直読式メーターと価格を比べると約5倍も高価です。

